

指定地域密着型サービス事業所
及び指定居宅介護支援事業所 様

長洲町長 中逸 博光
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて (第2報)

厚生労働省老健局老人保健課より発出された通知 (令和2年2月18日付け事務連絡) を受け、令和2年(2020年)2月28日付け長福保介第1722号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」で本町の具体的な取扱いをお示ししていましたが、有明圏域において感染者の発生が確認されたため、下記の取扱いに変更いたします。

なお、この取扱いについては、状況に応じて変更する場合がございますので、あらかじめご了承くださいとともに、変更があった場合については、本町のホームページに随時掲載してお知らせしますのでご確認ください。

記

医療機関、老人福祉施設、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護 (ショートステイ利用時) (以下、「医療機関・介護施設等」という。)における介護認定の新規・更新・区分変更に係る認定調査については、臨時的な取扱いとして別紙「長洲町新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」のとおりとする。

※ 本通知等掲載の長洲町ホームページURL

<https://www.town.nagasu.lg.jp/kiji0036092/index.html>

熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 番地
長洲町 福祉保健介護課
介護保険係 生山
TEL0968-78-3144 FAX 0968-78-3449
e-mail:kaigo@town.nagasu.lg.jp

長洲町新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

1（認定更新申請に係る調査）

医療機関、老人福祉施設、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（ショートステイ利用時）等（以下、「医療機関・介護施設等」という。）における介護認定の更新に係る認定調査について、認定更新申請を受けた場合は、当町より当該施設に連絡し、面会禁止等の措置が実施されているときは調査困難とし、認定期間を6月間延長するものとする。

延長した認定期間終了までに更新申請があった場合、当該施設の面会禁止等の措置が解除されていないときは、認定調査の実施が困難とし、認定期間をさらに6月間延長するものとする。

なお、延長した認定期間中に利用者の心身の状況に変化があり必要な場合は、区分変更申請にて対応するものとする。

2（新規申請及び区分変更に係る調査）

医療機関・介護施設等の入所・入院されている方から新規若しくは区分変更の申請があった場合については、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施し、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱うものとする。

ただし、緊急を要する理由があり認定調査を実施する必要があると認めた場合には、医療機関・介護施設等との協議のうえ、本町調査員、当該医療機関・介護施設等で感染予防の措置を講じ、認定調査が実施困難ではないと認めた場合に限り、認定調査を実施するものとする。